

Homamar

向日葵

令和5年
第289号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌



公益社団法人 東村山法人会

<https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>



長野県 梅池自然園の絶景紅葉

主な内容

ちょっと知りたい税理士column……………	2-3	ハラスメント防止のための労務管理セミナー／オンライン電子帳簿保存法／はじめての経理実務実施報告／無料インターネットセミナーのご案内……………	13
税務署だより……………	4-5	市民・産業まつり法人会ブース出店のご案内／法人会入会案内／東法連法律相談……………	14
わかりやすい事業承継／立川都税からのお知らせ……………	6	人人……………	15
地域の名所／地域のイベント情報……………	7	新年賀詞交歓会のご案内……………	16
社労士コラム……………	8	会統一会員増強期間お知らせ／各ブロック会員増強決起大会のご案内／厚生連絡協議会実施報告……………	17
新春講演会のご案内／税に関する絵はがき募集……………	9	ブロック・支部事業実施報告……………	18
会社紹介……………	10	法人会行事のご案内／福利厚生制度受託会社コーナー……………	19
【ご案内】法人会税制セミナー／年末調整実務研修会／インボス制度／電子帳簿保存法説明会……………	11	レシビ……………	20
【実施報告】税制セミナー(決算・税務教室・インボイス・決算申告書作成・新設)／共感スピーチ研修／e-Tax・eLTAX講習会……………	12		

はじまりましたインボイス、

インボイス(適格請求書等保存方式)制度がは

じまりました。

また、たびたび改正や取扱いの変更がされてきた電子帳簿保存法(電子取引データの保存の義務化)の適用が、令和6年1月から始まります。

それぞれの留意点等をお話しします。

インボイスの交付義務(売り手の義務)

10月1日以降、消費税の計算上、仕入税額控除を行うためには、原則として、インボイスの保存が必要となります。

そして、適格請求書発行事業者(登録事業者)は、課税取引を行った場合、取引相手の課税事業者からの求めに応じて、インボイスを発行する義務を負います(消費税法57条の4)。

インボイスには、必要な各記載事項が法律で定められていますので、一つでも記載漏れや不備があった場合、取引相手の課税事業者は、原則として仕入税額を控除することができません。

よくある記載漏れ等の不備としては、①従前10%の取引しかなかった事業者における適用税率(10%)又は消費税額の記載もれ、②複数の書類(請求書・領収書等)によりインボイスとする場合の端数処理誤り(1適格請求書につき1回のみ認められる)などが想定されます。

今一度点検して、取引先に迷惑をかけないようにする必要があります。

インボイスの確認・保存(買い手の義務)

インボイスを受け取ったら、すぐにしなければならないことが3つあります。

①取引先が適格請求書発行事業者(登録事業者)であることを確認する。

インボイス(主に登録番号)が適正なものかどうかは事業者で確認する必要があります。

この確認は、全ての取引の都度確認が必要となるものではなく、取引先の規模や関係性、

取引の継続性等を踏まえ、判断することとなります。

②取引先から受け取った書類の種類・様式がインボイスの要件を満たすか確認する。

③インボイスを適切に保存する(電子インボイスは電子帳簿保存法に留意)。

次に、保存について特に気を付けていただきたい点は次のとおりです。

④受け取ったインボイスに記載事項等の誤りがあっても自ら修正はしない！

⑤受け取ったインボイスの宛名が自社の名称となっているか確認する。

従業員の立替払(宛名：従業員)、複数の法人で賃借料などの費用を分担している場合(宛名：自社以外の法人)などは、立替金精算書などを作成してもらう必要があります。

⑥クレジットカードを利用した取引は、利用明細ではなく利用店舗から交付された領収書(レシート)を保存する。

経理処理等の見直し

10月1日以後において、作成する書類やその保存方法、経理処理などを9月30日以前のままにしていると、場合によっては、消費税の計算上仕入税額控除が受けられなくなる可能性があることを肝に命じておく必要があります。

なお、少額特例の適用、簡易課税制度や“2割特例”を選択する課税期間においては、仕入税額控除にインボイスの保存は必要ありません。

インボイスと税務調査

国税庁長官は、インボイス制度の税務調査について、従来と変わらず大口で悪質な事例に限定して実施する意向を示し「軽微な記載のミスを確認するための調査はしてきていない。記載事項(の不備)をあげつらうような調査はしない」と語り、また、「制度の定着を図ることが当面重要な課題だ。柔軟かつ丁寧な対応をして

次は電子帳簿保存法

税理士 祖田 定



いきたい」としています。

しかしながら、“当面”はよくとも段階的にでも処理体制を充実・整備していく必要があると思います。この発言に安住し放置していると数年後に後悔することになりかねません(遡及的に是正を求められる可能性があります)。

令和6年1月以降の電子帳簿保存法

電子帳簿保存法は、おおむね3つの制度に区分されています。

- ① 電子帳簿等保存 【対象：希望者のみ】
- ② スキャナ保存 【対象：希望者のみ】
- ③ 電子取引データの保存 【対象：ほとんすべての法人・個人事業者】

義務化される「③ 電子取引データの保存」について令和6年1月以後の主な取扱いとは次のとおりとなります。

①検索機能の全てを不要とする対象者の見直し

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め(担当者にデータのコピーを提供)」に応じることができる場合に検索機能の全てを不要とする措置の対象者の見直し。

イ)基準期間の売上高が「5,000万円(改正前1,000万円)以下」の保存義務者。

ロ)対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者」を追加。

②令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は令和5年12月末をもって廃止

③新たな猶予措置

次の要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。

イ)保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったこと

について、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合(事前申請等は不要)

ロ)税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合。

電子帳簿保存法への向き合い方

電子帳簿保存法は、国税当局による税務調査に資することを視野に入れていると思います。他方、DX化を含む中小企業の事務の効率化にも資するものですので、その趣旨も踏まえ積極的に取り組む必要があると思います。

なお、電子(取引)データは、書面の情報に比べ、たやすく「改ざん」できるものですので、改ざん防止又は真実性を確保する手立てが一番重要となります。電子帳簿保存法に違反する取扱いをしたことにより不正な申告漏れ等があった場合、重加算税は10%上乘せされます。

Profile 祖田 定



国税OB。国税庁、国税不服審判所(課税処分の審査)、税務大学校(国際課税・所得税の研究・研修)、国税局(総務部・課税部)でさまざまな職務に従事。

その知識・経験を活かし、相続・事業承継・国際課税などオールラウンダー税理士として社会貢献。

■事務所 佐藤雅紀税理士事務所
(所属税理士)

■所在地 東久留米市大門町 1-2-32

■TEL 042-473-2222

■URL www.tokyo-satoukaikei.com

税 務 署 だ よ り

国税庁からのお知らせ

令和5年10月開始!

インボイス制度において特にご留意いただきたい

10月1日までに登録番号が通知されない場合の売手の対応と
買手の仕入税額控除について

事項がございます

売手の対応



10月になっても、まだ
登録番号の通知が
届かないなあ…

どうやってインボイス
を交付しよう…?

安心してください!
次のような対応が可能です



1

事前にインボイスの交付
が遅れる旨を先方に伝え、
**通知後にインボイスを交
付する**



まだ番号がわからな
いので、インボイス
は後日交付します

2

通知を受けるまでは登
録番号のない請求書等
を交付し、**通知後に改
めてインボイスを交付
し直す**



番号を入れたインボイ
スを改めて交付します

3

通知後にすでに交付した請求書
等との関連性を明らかにした上
で、インボイスに不足する**登録
番号を書類やメール等でお知ら
せする**



請求番号●●の請求
書につき、登録番号
は「T1234…」にな
ります

でも、小売店だと後で
交付は難しいな…



そんな時は…



事前に**インボイスの交付が遅れる旨**を**事業者のHPや店
頭**にて相手方にお知らせする



インボイス発行事業者の登録申請中
です。登録は令和5年10月1日から
受けることとなりますが、通知が届
いていないため、**インボイスの交付
が遅れます**。したがって当店では…

**事業者のHP等において登録番号を掲示し、相手方にそ
のページとレシートを併せて保存してもらう**



Print!

登録番号は『T1234…』となります。令和5
年10月1日から令和5年●月●日（通知を受
けた日）までの間のレシートをお持ちの方で
仕入税額控除を行う方におきましては、**当
ページを印刷するなどの方法により、レシ
ートと併せて保存してください。**

買手側からの電話等に応じ、**登録番号
をお知らせし、相手方にその記録をレ
シートと併せて保存してもらう**



番号を教えてください

T1234…です

Write!



※ これらの取扱いは、令和5年9月末までに登録申請を行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いです。登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付していただく必要がありますので、ご注意ください。

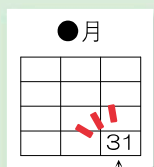
買手の対応

売手から登録番号のお知らせが届かないけど、仕入税額控除していいのかな…？

後でお知らせするとは言っていたけど…



登録番号なし



申告期限

お知らせは事後的に保存できればいいのね！

事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、仕入税額控除可能です！



ポイント

事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です！

※ 保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。

さらに…

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、令和5年10月1日～令和11年9月30日までの間、**税込1万円未満**の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能（「**少額特例**」といいます）ですので、**上記対応は不要**です。

※ 「基準期間」とは、個人事業者については前々年、法人については前々事業年度をいい、「特定期間」とは個人事業者については前年1～6月までの期間をいい、法人については前事業年度の開始の日以後6月の期間をいいます。

1万円未満ならインボイスの保存はいらないんだな！



1万円（税込）は、**一回の取引金額**で判定しますので、ご注意ください！



【具体例①】12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入

➡ 特例の対象として**インボイスの保存は不要**

【具体例②】12月10日に5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入

➡ 特例の対象外のため**インボイスの保存が必要**



1商品ではなく、1回の取引が1万円未満かで判断することか！



東村山税務署

第16回

わかりやすい 事業承継



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の上甲 寛と申します。

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関する無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師としてお世話になっております。

9月に入っても暑い日が続く、もはや四季から春と秋が消え、「二季」になりつつあるのではと心配になります。秋分の日を境に何とか涼しくなって欲しいと願っております。皆様も体調には十分ご留意ください。

さて本題に移りまして、今回は、不動産を生業としている会社等、やむを得ず特定資産が70%を超えてしまった会社でも**例外的に事業承継税制の適用が出来る「例外規定」**について、お話ししていただきました。

今回は、無事納税猶予制度を適用した後、これをやったら「納税猶予が打ち切り」になるという主な「地雷」の要件についてお話をしていきたいと思います。

まずは下記の表を御覧ください。

① 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税等の金額と利子税を併せて納付します
② 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税等のうち、譲渡部分に該当する相続税と利子税を併せて納付します。
(注) 譲渡部分に該当しない相続税等については、引き続き納税が猶予されます。

	納税猶予額を納付する必要がある主な場合	経営承継期間内	経営承継期間等の経過後
相続・ 贈与・ 共通	特例の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等(贈与を含む)した場合	A	B
	後継者が会社の代表権を有しなくなった場合	A(※3)	C(※2)
	一定の基準日における雇用の平均が相続時の雇用の8割を下回った場合(特例・事業承継税制では実質確保) 会社が資産管理会社に該当した場合(5人以上雇用等の要件を満たす会社を除きます。)	A(※1)	C(※2)
贈与の み	先代経営者が代表権を有することとなった場合	A	C(※2)

※1 雇用の平均は、5年間の経営承継期間の末日に算定します。

※2 5年間の経過後に「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。

※3 精神的・身体的なやむを得ない場合を除きます。一定のやむを得ない理由の場合に限り、特例適用ができることになりました。

上記表で「経営承継期間内」とあるのは、納税猶予の認定後、5年間の東京都への報告義務期間内という意味です。隣の欄の「経

営承継期間等の経過後」とは、左記5年の東京都への報告義務が終わった後ということになります。

重要なのは以下の4つです。1つ目は、納税猶予の適用を受けた後、5年以内に、納税猶予を受けている株を一株でも売ったりあげたりしたら駄目ということです(Aと記載があるのは納税猶予打ち切りということ)。では経過後のBというのはどういうことかといいますが、売ったりあげたりした株については納税猶予を打ち切るが、それ以外の株は引き続き納税猶予の適用が受けられるということです。

例えば、後継者が納税猶予の適用を100株受けていたとします。そのうち5年経過後に20株売却した場合、この20株については納税猶予を打ち切りとなりますが、まだ手元にある80株については、引き続き納税猶予の適用が受けられるということです。

2つ目は、5年以内に後継者が代表を辞めてしまう場合です。逆にいうと、5年経過後はC(Cとは納税猶予を継続できる)とありますので、5年頑張れば大丈夫です。

3つ目は、「雇用者を5年間贈与時の平均8割以上維持」するというものです。例えば贈与(相続時)に従業員が10人いた場合、その後5年間の従業員数が平均で8人(2人まで辞めても良い)いれば良いというものです。この要件は、特例が出来る前までは、経営者を悩ませる項目でしたが、今回の特例では仮に未達の場合でも、認定支援機関(多くの税理士等が持っている資格)による経営指導等を受ければ、納税猶予の打ち切りを免れるというもので、特例では「実質撤廃」となりました。

4つ目は非常に重要です。以前から再三に渡ってお伝えしております、当社が「資産管理会社」に該当(総資産に占める特定資産の割合が70%を超えてしまうこと)すると、常時使用する従業員数が後継者と生計を一にする親族を除いて5人以上いるというやつです。こちらのポイントは、5年以内がAになるのは勿論、5年経過後についてもA(即ち納税猶予打ち切り)ということです。つまり、納税猶予を受けている間で資産管理会社に該当する場合は、1日たりとも従業員4人以下になることは避けねばなりません。

プロフィール 執筆：中小企業診断士 上甲 寛

立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外郭団体で、チーフマネージャーとして補助金申請者への指導・助言及び組織管理業務に携わる。近年は、事業承継全般(経営承継円滑化法を活用した親族内・親族外承継、M&Aを活用した第三者承継)業務を幅広くカバーし、中小企業をサポートしている。税理士会・税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。



事務所

株式会社 国土工営(認定経営革新等支援機関)
〒162-0814 東京都新宿区新小川町6番36号S&Sビル2階
TEL▶03-5227-3601/FAX▶03-5227-3604
E-mail▶joko@kokudokoue.co.jp
http://www.kokudokoue.co.jp/

立川都税事務所からのお知らせ - 東京都主税局についてのお知らせ -

eLTAX電子納税が大変便利です



自宅やオフィスからお手続きが可能です！！

- インターネットを通じて全国の地方公共団体へ一括して納税可能



様々な納付方法をご利用いただけます！！

- ペイジー納付(インターネットバンキング、ATM から納付)
- クレジットカード納付
- ダイレクト納付(事前に登録した口座から税額を引き落として納付)

詳しくはホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)



eLTAXホームページ



eLTAX
イメージキャラクター
エルレンジャー

地域の名所

西東京 田無神社

田無神社は、西武新宿線田無駅の北東、徒歩7分ほどの青梅街道沿いに鎮座しています。

田無神社の創建は鎌倉時代まで遡り、当初は現在の場所より北へ1キロほど離れた、北谷戸の宮山に鎮座しており、尉殿権現と呼ばれていました。

宮山に鎮座する尉殿権現社は17世紀に宮山から現在の鎮座地に遷座します。明治5年(1872年)に田無神社と社名を改めます。

本殿は、安政5年(1858年)に大工鈴木内匠、彫工嶋村俊表が建築したもので、全面に極めて優れた彫刻があり、江戸の堂宮建築の高度な水準を示す貴重な建物です。拝殿は、明治8年(1875年)に地元の大工が建築したもので、地域の大工の技量がなお高い水準を保っていたことを良く示しています。

初詣から始まり、節分、例大祭、西の市など四季を通じて参拝者でにぎわっている田無神社へお参りしてはいかがでしょうか。



【鎮座地住所】西東京市田無町3-7-4

西東京市

地域のイベント情報

清瀬市

第20回 西東京市民まつり

- 🌸 日 時：・11月11日(土)午前10時～午後4時
・11月12日(日)午前9時～午後3時30分
- 🌸 場 所：西東京いこいの森公園
- 🌸 内 容：
 - ・環境ゾーン 環境フェスティバル(環境読み聞かせ・エコ工作・猫の譲渡会・燃料電池教室ほか)
 - ・子どもゾーン(むかしあそび・ポッチャ体験・工作教室・ミニゲームコーナーなど)
 - ・スポーツ体験ゾーン(キックターゲット・モルック体験・ストラックアウトなど)
 - ・アスレチックコーナー
 - ・工業コーナー
 - ・出店コーナー(飲食・展示・PRなど約130店)
 - ・姉妹都市・友好都市(特産物販売と観光PR、野菜・果物・岩魚塩焼きなど)
 - ・農業コーナー
 - ・献血コーナー
 - ・パレード
- 日 時：12日(日)午前10時30分
- 場 所：谷戸小学校北門から市民まつり会場本部付近
- ・野外ステージ、パフォーマンス・ストリート(歌・吹奏楽・バンド演奏・ダンス・和太鼓など)
- 🌸 問合せ：同実行委員会(市文化振興課内) ☎042-420-2817

清瀬市農業まつり

清瀬市農業まつりでは、都内有数の品質と生産量を誇る清瀬産の野菜・花・植木の即売、農畜産物品評会と出品物の販売、野菜で作られた宝船の公開とそのチャリティー配布、そして苗木や鉢花の無料配布などを行います。



- 🌸 日 時：11月18日(土)・19日(日)
 - ・18日(土) 午前9時～午後2時
農畜産物品評会(一般の方の入場はできません)、野菜・植木・花等の即売
 - ・19日(日) 午前9時～午後4時
農畜産物品評会の一般公開と購入、展示物及び野菜・植木・花等の即売、模擬店(キッチンカー)、宝船展示・チャリティー配布、花と植木の無料配布、アトラクション
- 🌸 場 所：清瀬市コミュニティプラザひまわり(清瀬市下清戸1-212-4)
- 🌸 問合せ：産業振興課農政係 ☎042-497-2052



今後の短時間労働者の 社会保険適用拡大は、 具体的にどうなるのでしょうか？



1 法改正の変遷

※令和6年10月～は常時50人超の適用事業所まで拡大

対象	要件	平成28年10月～(現行)	令和4年10月～(改正)
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時100人超
短時間労働者	労働時間	1週の所定労働時間が20時間以上	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2か月を超えて使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし

(参考)令和4年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大ー日本年金機構

2 被扶養者の適用範囲の縮小は決定！

令和6年に被扶養者の適用範囲が縮小されることは決定していますが、政府は2025年に全労働者を社会保険に加入させるかを検討しており、具体的には年間収入130万円以上のパートさんは厚生年金に加入し、それ未満は被扶養者として第3号被保険者である仕組みを撤廃する模様です。現在未定のことも多いのですが、多数のパートさんから社会保険料を徴収する形に移行すると、専業主婦である第3号被保険者もいずれは保険料を支払うことになるのでしょうか。(令和5年9月22日時点の情報です。)

3 被扶養者の適用範囲の縮小による以下の問題を想定した対応が重要

- ① **社会保険料の負担**：社会保険加入で保険料負担が発生します。これは年収に対して保険料率を適用するので年収額に比例して増額となります。
- ② **雇用の不安定性**：正社員と異なり、雇用契約が定年まで確保されているわけではないため、更新の都度、勤め先が変わる可能性があります。
- ③ **税金の増加**：扶養から外れると、世帯主の税負担が増える可能性があります。具体的には、配偶者控除がなくなった場合、所得額が増加し、税額が増えることになります。

以上の問題も考慮しつつ、多様な働き方に合わせて個別の労働条件等を十分に検討しながら対応策を見つけてゆくことになるものと思われます。

筆者紹介 石津 雄美 (いしづ たかよし)

2023年10月1日現在



石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所市民相談担当、
ワンストップソリューションサービスチーム主宰)
一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ) 会員

略歴

- 昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
- 保有資格 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
- 平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得
- 平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士連合会)

事務所

- 所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
- TEL 090-1738-7991
- e-FAX 050-3133-0539
- e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
- HP <https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu>

ご案内

令和6年 新春講演会のご案内



日時 令和6年 1月15日(月)
15時30分～17時

会場 ホテルエミシア東京立川(立川市曙町2-14-16)

講師 宮本 慎也 氏 (元プロ野球選手)

演題 球道即人道 ～野球から学んだ人生への取り組み方～

参加費 無料

定員 200名(予定)、入場順でのご案内となります。
申込等は、当会HP等で12月にご案内します。

問合せ (公社)東村山法人会事務局 ☎042-394-7654



宮本 慎也 氏

★プロフィール★

大阪府吹田市出身

元プロ野球選手(内野手)。元日本プロ野球選手会会長。

現役時代は、東京ヤクルトスワローズに在籍。

引退後、スポーツ新聞の野球評論家やNHKの野球解説者として活動し、その後、東京ヤクルトスワローズの一軍ヘッドコーチに就任していました。

ご案内

第10回 税に関する絵はがきコンクール

大募集!

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているかということを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深いただくために実施いたします。

募集内容

応募は QR、HP または事務局にお申し出下さい。



1 テーマ：税に関する絵

(例えば、税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)

2 応募資格：小学生が対象です。

3 応募点数：児童1人につき1点とします。

4 応募方法及び応募先

「官製はがき」に氏名等の必要事項及び税に関する絵を描いてご応募下さい。なお、官製はがきの場合、必要事項をはがき表面に記入して下さい。また描画素材とはいません。文字や標語などの描き入れも可とします。

(応募先・お問合せ先)

〒189-0014 東村山市本町1-23-6

☎042-394-7654 📠042-392-3820

公益社団法人東村山法人会 女性部会

5 応募締切：2023年11月8日(水)

6 審査：全ての応募作品を複数の審査員により公正に審査を行い選定いたします。

7 表彰・発表

審査結果(入選作品)は当会ホームページまたは

広報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人または学校に通知いたします。なお、優秀作品につきましては公益財団法人全国法人会総連合(女性部会)が実施するコンクールに出展します。

- 東村山法人会最優秀賞
- 法人会長賞
- 女性部会長賞
- 税務署長賞
- 都税事務所長賞
- 優秀賞

8 注意事項

- (1) 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。
- (2) 応募作品は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 応募作品は法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります。
- (4) 応募者の個人情報(入選者等)への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためのみに使用します。



《主催》公益社団法人 東村山法人会 公益財団法人 全国法人会総連合 《後援》国税庁

会社紹介



Company introduction

社会保険労務士法人 サムライ・オフィス

- ▶ 代表者 茅原 隆之
- ▶ 所在地 小平市小川西町 2-26-7
- ▶ TEL 042-312-1838 ▶ FAX 042-309-3333
- ▶ 所 属 小平第4支部



代表者 茅原 隆之

社会保険労務士法人サムライ・オフィスは、文字通り社会保険労務士法人です。社会保険労務士とは労働法や社会保険制度に関する専門家です。当社は18年前に小平の地で開業し、おかげさまで顧客から評価いただき、顧問契約数280社を誇る社会保険労務士法人になります。

当社の企業方針は「法律は守るべきもの」だけではなく「利用するもの」と考えております。景気の低迷が続く中、会社経営を継続させていく事は非常に困難だといえます。

しかし、経営者にとって便利な法律がたくさん存在する中、それを知らずして倒産してしまったり、

また従業員とのトラブルを抱えてしまっているのが現状なのです。私達は企業が



社内会議

抱える多くのリスクを回避できるよう全力でサポートしています。

当社のサービスは

■労働法コンサルティング

労働法に関するアドバイスを提供し、雇用契約や就業規則の作成から、解雇のサポートまで幅広いサポートいたします。

■諸手続きの代行

労災保険・雇用保険・社会保険の申請など、煩雑な手続きを代行しています。

■給与計算のアウトソーシング

面倒な給与計算の処理を代行しています。

■セミナー

労働法や社会保険に関する教育プログラムを提供しています。

当社は、社会保険労務士としての専門知識と倫理規定に厳格に従い、お客様に対して誠実かつプロフェッショナルなサービスを提供しています。

様々な事でお悩みの経営者の方は多くいらっしゃると思いますが、私も従業員を抱える経営者の一人として、そういった様々なお悩みをしっかり理解しております。解決策は必ず存在します。是非お気軽にご相談頂ければと存じます。



▲ セミナー風景

セミナー名	月日(曜日)	時 間
決算法人説明会	11月 7日(火)	13時～15時30分
税務教室「消費税のあらまし」	11月21日(火)	15時～16時
新設法人説明会	11月22日(水)	13時～15時45分
決算法人説明会	令和6年 1月 9日(火)	13時～15時30分

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。

申込はお電話で承ります。▶▶ ☎042-394-7654

ご案内

年末調整実務研修会のご案内

参加
無料

- 開催日：令和5年11月 9日(木)午前の部 10時～12時 午後の部 14時～16時
11月15日(水)午前の部 10時～12時 午後の部 14時～16時
各回同一内容です。いずれかをご選択ください
- 研修内容：①令和5年給与所得者の年末調整のしかた
②法定調書の作成と提出
DVDを視聴後、税務署担当官による研修を行います。どなたでも参加できます！
参加者には、「年末調整のしかた」書籍を進呈します。(1社に1冊)
- 講師：東村山税務署 担当官
- 会場：東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)
- 申込方法：右記のQRコードでお申込みください。
- 締切：11月6日(月)
- 定員：各回20名(先着順)



※詳細はHPまたは
チラシをご覧ください。

ご案内

インボイス制度説明会のご案内

参加
無料

- ① 説明会の主な内容
インボイス制度の基本的な仕組み
 - 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先(東村山税務署)まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
 - 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

② 説明会の日程

日 時	開催場所	定 員	連 絡 先
令和5年11月8日(水) 9時30分～10時30分 14時00分～15時00分	東村山法人会館3階会議室 東村山市本町1丁目23-6 (エレベーターはございません)	20名	東村山税務署 法人課税第1部門 042-394-6811(代表) (内線313)
令和5年12月4日(月) 9時30分～10時30分 14時00分～15時00分		20名	

ご案内

電子帳簿保存法説明会

参加
無料

- 開催日：令和5年11月17日(金) 14時～16時
- 内 容：電子帳簿等保存の概要及び改正事項について
- 講師：東村山税務署 担当官
- 会場：東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)
- 申込方法：右記QRコードよりお申込みください。
- 締切：11月10日(金)
- 定員：20名(先着順)



※詳細はHPまたは
チラシをご覧ください。

決算法人説明会

8月1日(火)東村山法人会館において、篠原 幸彦税理士及び東村山税務署担当官を講師にお迎えし、7月に決算を迎える法人を対象に決算・申告事務の流れとポイント等に関して全国法人会総連合発行の「わかりやすい!会社の決算・申告の実務」に基づき説明をいただきました。また、講義終了後には税理士と税務署担当官により個別に質疑応答による対応いただき、参加者からの決算の不明な点について対応いただきました。



税務教室

8月22日(火)東村山法人会館において、税務教室が開催されました。講師に東村山税務署の喜久里法人審理担当官をお招きし、「寄付金と交際費の取扱い」についてご説明いただきました。

税務教室は税務実務に携わる方向けのテーマを設け、年間を通じて開催しています。詳しくは当会HPまたは、事務局までお願いします。



インボイス制度説明会

8月24日(木)東村山法人会館において、東村山税務署担当官によるインボイス制度説明会を開催しました。消費税の基礎から適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)適格請求書発行事業者となるための登録申請手続等について、丁寧にご説明をいただきました。また、登録の要否についての質問にも対応しています。10月には制度が始まりますが、フォローを兼ねて引き続き、月1回のペースで開催します。詳しくは当会HPまたは、事務局までお尋ね下さい。



決算書・法人税申告書作成講座

9月25日(月)より、東村山法人会館において決算書・法人税申告書作成講座(全10回)を開講しました。講師は、東京税理士会東村山支部所属税理士 篠原 幸彦氏にお願いし、「会社の決算・申告の実務」(全国法人会総連合)、「基礎の基礎1日でマスター法人税申告書の作成」清文社と講師作成資料等を元に分かり易く説明いただきました。来年度も同時期に開催しますので、是非ご受講ください。



新設法人説明会

9月27日(水)東村山法人会館において、下田 壮一税理士及び東村山税務署担当官を講師にお迎えし、法人税の申告事務の流れポイント講義を行っていただきました。税の専門家である税理士の解説が無料で聴けますので、税務手続きや初めて申告等、不安な点など税に関する疑問をこの機会に質問してみたいかがでしょうか。東村山法人会では「新設法人のためのガイドブック」の冊子もプレゼントしています。2か月に1度開催していますので、是非ご参加ください。



共感スピーチ研修

9月13日(水)、東村山法人会館において昨年度に続き2回目の「共感スピーチ研修」を開催しました。共感スピーチトレーナー 高田 敬久氏を講師にお迎えし、「知ってるだけで、他人と大きく差をつけられるスピーチ3つのコツ」を解説していただきました。参加者の皆様に一人ずつ会場の最前列において、スピーチ演習を行っていただいた後、講評を頂きました。受講者から「今後も同じような研修でスキルアップしたい!」とご感想を頂きました。



高田 敬久氏



スピーチ演習

e-Tax・eLTAX講習会

9月25日(月)東村山法人会館において、国税電子申告・納税システムe-Tax(イータックス)と地方税ポータルシステムeLTAX(エルタックス)講習会を開催しました。講師の東村山税務署管理運営福島第2統括官と法人課税第1部門川口法人審理担当上席からe-Taxの各種手続き等について、立川都税事務所事業税課法人事業税班岩城主事と小林主任からeLTAXの利用開始手続き等についてご説明いただきました。

受講者からは「とても細かく説明いただいたので分かりやすく、利用してみようという気持ちになりました」と感想をいただきました。次回は2月に実施する予定です、是非ご参加下さい。

⑤ 川口上席
⑥ 福島統括官⑤ 岩城主事
⑥ 小林主任

報告

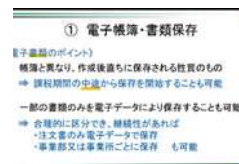
オンライン電子帳簿保存法講座

8月31日(木)～9月13日(水)視聴期間内ならいつでも、どこでも24時間視聴可能な「オンライン電子帳簿保存法講座」を開催しました。本講座は自宅や会社でいつでも受講でき、多くの受講者の関心を得ることができました。TACの牧野 崇代税理士により、「改正後のポイント」「業務上の注意点」に焦点をあて、実務で役立つ内容を説明いただきました。なお、11月17日(金)には法人会館において、「電子帳簿保存法説明会」を開催します。年明けからの制度開始に向け準備をしましょう！



牧野 崇代氏

オンライン画面



報告

ハラスメント防止のための労務管理セミナー

9月26日(火) 東村山法人会館において、ハラスメント防止のための労務管理セミナーを東京都労働情報センターとの共催で開催しました。講師の よつ葉法律事務所 弁護士 内田 直子氏より「ハラスメントの定義と裁判所の考え方」について、その後 石津社労士事務所 特定社会保険労務士 石津 雄美氏より、ジャニーズや自衛隊のハラスメントニュースが話題となっている中で「ハラスメント防止のための事業主の具体的な責務」についてご説明をいただきました。受講者からは「とてもためになる研修でした」と感想を頂きました。



内田 直子氏



石津 雄美氏



実施状況

報告

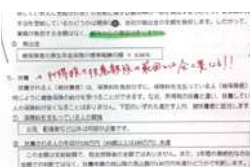
オンラインはじめての経理実務

9月28日(木)～10月26日(木)の4週間にわたり24時間視聴可能な「オンラインはじめての経理実務」を開催しました。TACの信澤 奈津美税理士により、経理実務で必要となる書類を収録したトレーニングシートを使用し、実務に即した書類作成の疑似体験をしていただきました。



信澤 奈津美氏

オンライン画面



ご案内

東村山法人会より

無料インターネットセミナーのご案内

無料

ホームページからご覧いただけます。今すぐ **東村山法人会** で **検索**

ID・パスワードを入力することにより、全コンテンツ約700本のセミナーがご覧いただけます。

ID・パスワードは事務局にお尋ね下さい。
☎ 042-394-7654

公開中コンテンツ一例

	セミナー名	講師	分数
人材育成	元商社マンが語る 価格交渉の極意	生駒 正明	43分
	存在感で差をつける! 印象マネジメント講座 入門編	長島 佳美	49分
経営一般	市場を理解する簡単テクニック ~誰でも実践できる調査の初歩~	橋本 規宏	29分
経理	中小法人の決算と法人税申告の基礎知識 公開期限:2023年12月31日まで	伯母 敏子	102分

今秋開催される市民・産業まつりに法人会ブースを出展予定です。税金クイズを行い、市民の皆様は税について知ってもらうように働きかけるとともに、法人会のPRを行います。税金クイズに答えて頂いた方に鉢花と小品等をプレゼントします。是非お立ち寄りください。

令和5年 11月11日(土)・12日(日)

- 東村山市：東村山市役所 いきいきプラザ南側広場
- 小平市：小平市役所立体駐車場
※小平市の法人会ブースは11日(土)のみ
- 西東京市：西東京いこいの森公園
※西東京市の法人会ブースは11日(土)のみ
- 東久留米市：東久留米駅前西口

昨年度の小平産業まつり

税金クイズに挑戦



鉢花等をプレゼント



R4年小平産業まつり参加会員

どうすれば

経営に役立つ情報が手に入るか。
人脈をより広げられるか。

その答えは、法人会にあります。

あなたが興味のある項目をチェックしてください。

- ☐ 改正税法など最新の税の知識を身につけたい!
- ☐ 事業承継など経営に役立つ情報を知りたい!
- ☐ 新たなビジネスチャンスが欲しい!
- ☐ さまざまな業種の良き仲間が欲しい!
- ☐ 著名な講師の講演を聴きたい!
- ☐ 地域社会に貢献したい!
- ☐ 福利厚生制度を充実させたい!



ひとつでも当てはまる経営者のみなさんには、

法人会へのご入会をお勧めします。

1時間まで無料。お気軽にどうぞ!!

法人会の

法律相談



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL：03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時～午後4時)
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

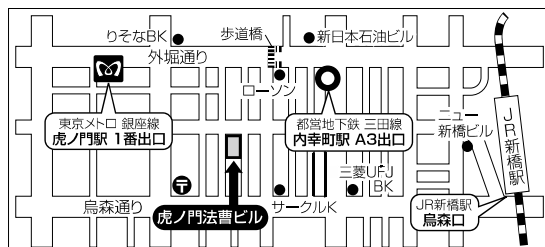
成和パートナーズ法律事務所 (令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更)
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号
TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543

5. 相談場所

左記法律事務所
交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅(A3出口) 徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅(1番出口) 徒歩5分
JR「新橋」駅(烏森口) 徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
(東京法人会連合会が負担します。)
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。
その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

人とひと

清瀬支部・青年部会幹事

(株)アッパーハウス

代表取締役

吉村 哲平 さん

秋津町で不動産業を営んでおります吉村哲平です。幼少期は杉並と大阪で家族4人暮らししておりました。父は映画関係の仕事で請け負っており、大泉学園に撮影所がある関係や祖母が所沢におりましたので、私が小学校に上がるタイミングで、西武沿線の清瀬市に転居し学生時代を楽しく過ごしました。

学生時代を終え、友人達とたらたら過ごしている中でスーツを着用した仕事に付きたいと安易に考え、不動産業の門を叩きました。所沢、秋津、清瀬で会社の看板に守られながら務めさせて頂いておりました。2008年リーマンショックの影響で住居や土地を売却される方々に出会い、不動産が経済に深く関係している事を痛感致しました。土地の相場は変動し流動的である事、それは顧客の財産を守る事にも繋がる。そして流動的な物だからこそプロとして不動産に従事しなければいけないと思いました。



その後所長を務めさせて頂く中で師事させて頂いた当時の社長に「今後の自分を思い浮かべ、家族の笑顔や理想の自分である為に」成長出来るように過ごす事とお言葉を頂き、自分の理想とする仕事や、家族の笑顔、そして力量を試してみたくなり、30歳の節目に独立をさせて頂きました。

弊社では不動産売買の仲介、土地仕入れを積極的に行っております。創業年度に東日本大震災が起こりました。その後ガソリンや食品等の供給が一時的に不足する状況になりました。木材資材等の流通もストップし、その影響を受け、約定していた取引が無くなり、時勢に直結していると肝を冷やしたのを覚えています。その後流通も再開し、不動産分野において危機管理や安全への意識が迅速に浸透していきました。

商品価値や相場を意識して仕事しておりましたが、顧客の財産を守る事、その財産には人が含まれており、人命に対する安全や危機管理、災害や偶発的な事象が起こる事、不動産を通じて再度学びました。

その後、地域で不動産会社を営み、地域活動をしている先輩から地域活動団体の話を聞きました。自分には遠く関係ない事だと思っておりました。しかし、



社屋



オフィス風景

身近な親しい方が地域活動している姿をみて遠い事ではないのだと思いました。

先輩から興味あれば参加してみないかとの勧めもあり、集まりに参加してみると、

自分の様に地域で商売をしている方々でした。そこで興味が沸き本会へ入会致しました。

本会での事業に参加して、自分の視野が狭い事に気付きました。当たり前に行われている地域での事柄に、大勢の方々が携わり、協力して地域を盛り上げているものだと思いました。

そして他地域団体がある事を知り、青年会議所へも入会致しました。

青年会議所では本会に所属している方々も多くとても楽しく過ごさせて頂きました。おもに会員拡大事業を担当し、地域の方々と触れ合う事が出来ました。最終年度に理事長を務めさせて頂き、地域問題や課題を考え活動させて頂きました。

本業の為にもなる気付きの多くを学びました。

私の座右の銘【疾風に勁草を知る】この言葉を胸に刻みこれからも活動を通して学んでいきたいと思います。

ご案内

新年賀詞交歓会のご案内

日時 令和6年1月15日(月) 17時10分開会

場所 ホテルエミシア東京立川(立川市曙町2-14-16)

参加費 正会員2,000円／賛助会員3,000円／一般10,000円 当日いただきます。



新入会員紹介行事と恒例の福引大会を計画しています。
是非、ご参加下さい。



昨年度賀詞交歓会



昨年度福引大会

※新春講演会は15時30分から開催されます。詳細はP9をご参照下さい。

お問合せは東村山法人会事務局
☎042-394-7654

従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- | | |
|-----|--------------------------------|
| その1 | 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます |
| その2 | 従業員のための退職金を計画的に準備できます |
| その3 | 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます |
| その4 | 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません |
| その5 | 退職一時金は退職所得控除の対象になります |
| その6 | ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます |
| その7 | 簡単な申込手続で加入できます |

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK

公益
財団法人

東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaiyo.or.jp/>



会統一会員増強期間お知らせ

会統一会員増強期間▶ 10月12日(木)～11月11日(土)

会の組織基盤の強化・充実の為には、新入会員の獲得や適任者の紹介が必要です。会員皆様のご協力をよろしくお願いします。

なお、東村山法人会員の皆様には新設法人の情報等を事務局や受託3社にお知らせ下さいますようお願い申し上げます。

ご案内

各ブロック会員増強決起大会のご案内

令和5年度の東村山法人会統一会員増強デーを10月12日(木)とし、会員増強期間が同日から11月11日(土)の間に設定される中、各ブロックの会員増強決起大会が右記の日程で予定されています。

ブロック等	開催日	場 所
東村山ブロック	10月27日(金)	東村山法人会館
小平ブロック	10月27日(金)	一龍小平新館
西東京ブロック	10月24日(火)	谷戸いちようホール
東久留米ブロック	11月 6日(月)	山梨方面(日帰り研修会兼)
清瀬支部	10月12日(木)	楓

昨年度各ブロック
会員増強決起大会



東村山ブロック



小平ブロック



西東京ブロック



東久留米ブロック



清瀬支部

報告

厚生連絡協議会 実施報告

9月14日(木)法人会館において本部役員と組織・厚生委員及び受託保険会社の幹部並びに推進員、代理店の方々が一堂に会し、厚生連絡協議会が開催されました。

村野会長と中村組織・厚生委員長の挨拶の後、大同生命保険、AIG損害保険、アフラックから各社の福利厚生制度と「福利厚生制度加入企業拡大キャンペーン“Challenge100”」の進捗状況等が報告され、法人会の福利厚生制度について更に認識を深めるとともに、各社推進員と代理店の紹介が行われました。

協議会終了後は4年振りとなる意見交換会が行われ、本部役員と受託保険会社推進員との親睦が深められました。



中村組織・厚生委員長
のご挨拶



進捗状況等報告



推進員の紹介



意見交換会

東村山第1支部 プロ野球観戦

8月26日(土)、東村山第1支部交流会として西武ベルーナドームの西武ライオンズ対日本ハムファイターズ戦の観戦を行いました。当日は、8月最後の週末ということもあってか、西武球場駅に電車が着くたびにたくさんの野球ファンが続々と改札から出てくることに圧倒されました。改札脇での待ち合わせに法人会より事前に借用した法人会旗がとても役に立ちました。試合は、当初の投手戦との予想に反して3回までに7点を取られ西武が負けてしまいました。球場全体が一体となった応援に感動するとともに、自分もその中で応援団の一員となっていました。今回、初めてお会いする会員の方の参加もあり、交流を深めることが出来たと思います。また、実行役員の方々のおかげで事故もなく無事支部事業を実施できたことに心より感謝いたします。

記 支部長 中澤 昌



東村山第3支部 ボウリング大会

8月24日(木)、久米川ボウルにおいて東村山第3支部ボウリング大会を開催しました。当日は、多くの来場者にご参加頂き、ご来賓の始球式をスタートしました。久米川ボウリング場では、ほぼ貸切状態で、ゲームの進行に一喜一憂の状況でしたが、地域の皆様と親睦を深める事ができました。

ボウリング終了後は、お楽しみの抽選会を開催し、会員企業からの協賛品及び支部で用意した景品をくじ引きで当たった方々にプレゼントしました。ご提供頂きました皆様、お手伝い頂いた役員の皆様、本当にありがとうございました。

記 支部長 中條 基成



久米川ボウルにて

東村山第6支部 50周年記念交流会

8月28日(月)、小平の橙や北口店を会場としてお借りして、これまで6支部の運営を長年にわたりお支えいただいた方々にお声をかけ、40名のご参加をいただき、盛大に開催する事が出来ました。参加いただきました方から、短い時間ではあったけど、懐かしいメンバーがそろい、楽しい時間だったと、言っていただけました。法人会の50年という時間に触れ、改めて、法人会の方々の人間性、つながりを、役員一同実感できる時間となりました。

記 支部長 大野 初



白石ブロック長の挨拶



参加者の皆様

小平ブロック 日帰り親睦バス旅行

9月6日(水)、小平ブロック合同の日帰り親睦バス旅行が開催されました。早朝より集合場所「ルネこだいら」を出発しました。最初の目的地である地群馬県沼田市原田農園にてぶどう狩りに参加し、今年はよく豊作とのことで、その甘みを堪能しました。昼食は「吹割らしさ」おもてなし伽羅苑にて、お店名物の「上州牛すき焼きうどん」を頂きました。最後に町田商店において、できたてほやほやゆばすくい体験を体験しました。ご参加頂きました方々、また、ご協力頂きました方々、心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

記 支部長 遠藤 敏夫



伽羅苑にて



吹割の滝にて

法人会行事のご案内

令和5年9月25日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
11/ 4(土)		東村山ブロック50周年記念旅行	日 光 方 面	11/21(火)	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館
11/ 6(月)		東久留米ブロック会員増強決起大会等	山 梨 方 面	//	15:00	第7回税務教室	//
11/ 7(火)	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館	//	16:00	第4回総務委員会	//
11/ 8(水)	9:30/14:00	インボイス制度説明会	//	//	18:00	青年部会第7回役員会	//
11/ 8(水)		女性部会交流会	箱 根 方 面	11/22(水)	13:30	新設法人説明会	//
11/ 9(木)	10:00/14:00	年末調整実務研修会	法 人 会 館	//	15:30	第4回組織厚生委員会	//
//		オンライン年末調整・法定調書講座	オ ン ラ イ ン	//		インボイス実務オンライン研修	オ ン ラ イ ン
//	16:00	第4回広報委員会	法 人 会 館	11/27(月)	16:00	第2回支部会計担当者会議	法 人 会 館
11/10(金)		第37回全国青年の集い式典等(山形大会)	やまぎん県民ホール	11/29(水)	16:00	第3回事業研修委員会	//
//	13:00	お悩み相談会	法 人 会 館	12/ 4(月)	9:30/14:00	インボイス制度説明会	//
11/11(土)		市民・産業まつり	東村山/小平/西東京/東久留米	12/ 5(火)	14:00	女性部会役員会/絵はがきコンクール選考会	//
11/12(日)		//	東村山/東久留米	12/ 7(木)	15:00	正副会長会議	//
11/15(水)	10:00/14:00	年末調整実務研修会	法 人 会 館	//	15:30	第4回理事会	//
//	13:00	国土工営事業承継個別相談会	//	12/ 8(金)	13:00	お悩み相談会	//
11/16(木)	15:30	東村山税務署納税表彰式	ルネこだいら	12/11(月)	10:40	青年部会出前授業	東 小 学 校
11/17(金)	14:00	電子帳簿保存法説明会	法 人 会 館	12/14(木)	15:00	補助金・助成金勉強会	法 人 会 館
//	16:00	第3回税制・社会貢献委員会	//	12/19(火)	14:00	個別融資相談会	//
11/18(土)	10:35	青年部会出前授業	小平第14小学校	12/20(水)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	//

※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては変更となる場合があります。詳細は東村山法人会事務局 (☎042-394-7654) にお問い合わせ下さい。



Business Guard



AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

会員企業をサポートする
AIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償	ハイパー任意労災 (業務災害総合保険)
会社で入る医療補償	ハイパーメディカル (業務災害総合保険・メディカル特約)
初期のご相談から賠償金対応まで。 労務・雇用トラブルに備える	スマートプロテクト (総合事業者保険)
地域社会に貢献する	ビジネスガードAUTO (法人会の自動車保険)
企業向け第三者賠償責任保険	オールスターズ ALL STARS (事業賠償・費用総合保険)
火災と地震災害に備える	プロパティガード+企業地震保険 (企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約等)
個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応	情報漏えいガード (個人情報漏洩保険)
役員個人を取り巻く 各種訴訟リスクに備える	MRP保険 (マネジメントリスクプロテクション保険)
海外進出企業向けサポートプラン	ワールドリスク WorldRisk

AIG損害保険株式会社

URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先
西東京支店
〒192-0083 東京都八王子市旭町10-3 安嶋中央ビル3階
TEL. 042-639-0720 FAX. 042-646-1850
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2022年2月時点の内容です。(22-073003)



牡蠣たまご焼きと なめこ汁

東久留米第1支部 野島 貞夫 さん



〈牡蠣たまご焼き〉材料

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| ・玉子……………3個 | ・水……………50cc | ・サラダ油…適量 |
| ・塩……………適量 | ・長ネギ…………半本 | ・醤油…………適量 |
| ・コショウ…………適量 | ・牡蠣…………1パック | ・ゴマ油…………適量 |

作り方

- ① 長ネギを3～4mm幅で小口切りにする。長ネギの緑色部分も少量切り、最後に使うので別に置いておく。
- ② ボウルに玉子を割り入れ、切った長ネギ、塩、コショウを加え、よく混ぜます。
- ③ フライパンに火をかけ、サラダ油を引いて十分に熱します。
- ④ 火力を中火にして、フライパンに混ぜた玉子を入れ、軽くかき混ぜます。
- ⑤ 玉子が少し固まり始めたら、フライパンに牡蠣を並べておきます。
- ⑥ 玉子の縁に一周水を入れて蓋をして、3～4分蒸します。
- ⑦ 牡蠣が白っぽくなったらできあがり。
別に置いておいた長ネギの緑部分をパラッとふって完成です。
お好みで牡蠣に醤油とごま油をかけもおいしいです。

〈なめこ汁〉材料

- | | |
|-------------|--------------|
| ・なめこ……………1袋 | ・水……………400cc |
| ・長ネギ……………半本 | ・白だし…大さじ2 |

作り方

- ① なめこはザルにあげ、流水でぬめりをとるようにサッと洗い、水気をきる。
- ② 長ネギを6～8mm幅で小口切りにする。
- ③ 鍋に水と白だし、なめこを入れて強火にかける。沸騰したら火を止める、ネギを入れて完成です。

募集

あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事を募集します！

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。

写真は、地域の話のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。

趣味や日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。

採用された写真または投稿を掲載させていただきます。

なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規程

写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF 推奨)

記事(文書) 200～400字程度 原稿用紙でもワードでも可

東村山法人会事務局 広報担当宛て 〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp



掲載時期について

当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。



表紙の写真や記事が採用となった方には
法人会の図書カードをプレゼントします。
どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で
読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報[289号] 令和5年10月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会

〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654

<https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>

制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載